

○大井町いこいの村あしがら地区の取扱いについて（取扱基準）（協議・案） 新旧対照表

変更後	現行
<p data-bbox="293 280 949 308">大井町いこいの村あしがら地区の取扱いについて（取扱基準）</p> <p data-bbox="120 379 1113 501">「観光資源の有効な利用上必要な建築物に係る法第34条第2号の運用基準」第3項に関する大井町いこいの村あしがら地区における取扱いについては、<u>次の各項に適合するものをもって、これに該当するものであることとして取扱うものとする。</u></p> <p data-bbox="120 549 360 572">1 対象区域及び地区</p> <p data-bbox="163 595 454 619"><u>別添図示の区域内とする。</u></p> <p data-bbox="120 884 360 908">2 対象建築物の用途</p> <p data-bbox="145 930 1106 1053"><u>大井町いこいの村あしがら地区の観光資源の有効な利用上必要なものとして建築する建築物は、当該地区の特性を配慮し調和ある発展を図ることができるもので、次のいずれかの用途に適合するものであること。</u></p> <p data-bbox="154 1075 383 1099">(1) ホテル又は旅館</p> <p data-bbox="212 1121 824 1145">旅館業法第3条による許可を要するホテル、旅館とする。</p> <p data-bbox="154 1168 479 1192">(2) 飲食店・食堂又は喫茶店</p> <p data-bbox="212 1214 1014 1238">食品衛生法施行令第35条第1号にいう飲食店営業に該当する店舗とする。</p> <p data-bbox="154 1260 360 1284">(3) 土産物販売店</p> <p data-bbox="212 1307 956 1331">大井町内の土産物及び地場産品の土産物を主に取り扱う販売店とする</p>	<p data-bbox="1290 280 1946 308">大井町いこいの村あしがら地区の取扱いについて（取扱基準）</p> <p data-bbox="1142 379 2125 451">「観光資源の有効な利用上必要な建築物に係る法第34条第2号の運用基準」第3項に関する大井町いこいの村あしがら地区における取扱基準は、<u>次の各項に適合するものとする。</u></p> <p data-bbox="1142 549 1382 572">1 対象区域及び地区</p> <p data-bbox="1184 595 1500 619"><u>別添1 取扱基準対象区域図</u></p> <p data-bbox="1184 641 1429 665"><u>別添2 保安林位置図</u></p> <p data-bbox="1184 687 1733 711"><u>別添3 取扱基準対象エリア図（公図写・全体図）</u></p> <p data-bbox="1184 734 1637 758"><u>別添4 取扱基準対象エリア図（公図写）</u></p> <p data-bbox="1184 780 1827 804"><u>別添5 いこいの村あしがら本館配置図（平成6年増築時）</u></p> <p data-bbox="1142 884 1382 908">2 対象建築物の用途</p> <p data-bbox="1164 930 2125 1053"><u>建築物の用途は、同項各号に記載されている用途とするが、当該取扱基準の第1号から第6号については、いこいの村あしがら本館内（別添5図中①）のみ適用し、第7号については、既存の従業員管理用施設（別添5図中②）とする。</u></p> <p data-bbox="1173 1075 1404 1099">(1) ホテル又は旅館</p> <p data-bbox="1232 1121 1843 1145">旅館業法第3条による許可を要するホテル、旅館とする。</p> <p data-bbox="1173 1168 1500 1192">(2) 飲食店・食堂又は喫茶店</p> <p data-bbox="1232 1214 2024 1238">食品衛生法施行令第35条第1号にいう飲食店営業に該当する店舗とする。</p> <p data-bbox="1173 1260 1379 1284">(3) 土産物販売店</p> <p data-bbox="1232 1307 1989 1331">大井町内の土産物及び地場産品の土産物を主に取り扱う販売店とする。</p>

変更後	現行
<p>(4) 公衆浴場 公衆浴場法第2条による許可を要する施設とし、かつ、温泉法第2条の温泉を利用する施設とする。</p> <p>(5) <u>ホテル又は旅館の貸出施設並びに運動施設の付帯施設</u> ホテル又は旅館の中に設ける貸出施設（当該施設の受付等事務施設を含む）は、カラオケルーム、パーティールーム、貸会議室及びそれらを利用したサテライトオフィスやワーケーション施設とする。また、<u>運動施設の付帯施設は更衣室、休憩所、事務施設、機械室、倉庫及びトイレ等の必要施設とする。</u></p> <p><u>(削 除)</u></p> <p><u>(6) 従業員管理用施設</u> ホテル又は旅館施設の従業員宿舎とする。</p> <p><u>(7) 浄化槽施設</u> ホテル又は旅館施設等の浄化槽施設とする。</p> <p><u>(8) 温泉ポンプ施設</u> ホテル又は旅館施設等の温泉の汲み上げ(井戸)施設とする。</p> <p>3 風俗営業等の禁止 前項に掲げる施設は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の営業を行う施設を除くものであること。</p> <p>4 建築物の要件 (1) 建築物の形態は周囲の景観と調和のとれたものとして町の同意を得ること。また、同意結果とその内容について、開発許可等の申請書に添付すること。</p>	<p>(4) 公衆浴場 公衆浴場法第2条による許可を要する施設とし、かつ、温泉法第2条の温泉を利用する施設とする。</p> <p>(5) 貸出施設 カラオケルーム、パーティールーム、貸会議室及びそれらを利用したサテライトオフィスやワーケーション施設とする。また、<u>周辺スポーツ施設の利用者のための更衣室及び必要な用具の貸し出しを行う施設とする。</u></p> <p>(6) 事務施設 前号に掲げる施設の受付、事務施設とする。</p> <p><u>(7) 従業員管理用施設</u> ホテル、<u>旅館施設</u>の従業員宿舎とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>3 風俗営業等の禁止 前項に掲げる施設は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の営業を行う施設を除くものであること。</p> <p>4 建築物の要件 (1) 建築物の形態は周囲の景観と調和のとれたものとして町の同意を得ること。また、同意結果とその内容について、開発許可等の申請書に添付すること。</p>

変更後	現行
<p>(2)建築物は、<u>建築基準法、都市計画法その他の関係法令の規定を満足するものであること。</u></p> <p>(3)<u>対象区域の一部に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</u>（以下「土砂法」という。）<u>第7条第1項の規定による「土砂災害警戒区域」及び第9条第1項の規定による「土砂災害特別警戒区域」が含まれるため、次の措置を講じること。</u></p> <p>ア <u>当該建築物の所有者又は管理者は、当該建築物の安全対策及び警戒避難体制について、大井町と協議の上で土砂法第8条の2第1項に準じた避難確保計画を作成し、その内容を示す書面を開発許可等の申請書に添付すること。なお、当該避難確保計画は、定期的に点検を行うこと。</u></p> <p>イ <u>建築物の建築又は用途の変更にあたり、都市計画法に基づく開発許可等を要する場合にあつては、当該開発区域（建築許可時においては建築敷地）には「土砂災害特別警戒区域」を含めないこと。</u></p> <p>5 その他</p> <p>(1)他法令の規定に適合し、許可等が必要なものは許可等を受けられるものであること。</p> <p>(2)<u>対象建築物の用途について、判断が難しい建築物等の場合にあつては、適宜、大井町と神奈川県西土木事務所</u>で協議し、判断するものとする。</p> <p>(3)<u>大井町は、土砂法第27条第1項にかかる「土砂災害警戒情報」発令時には利用者等の安全確保に努めること。</u></p>	<p>(2)建築物の敷地は<u>1ヘクタール未満とすること。ただし、取扱基準の施行前に建築基準法第18条第2項の計画通知により建築された建築物の敷地（別添5参照）については変更がない限り適用しない。</u></p> <p>(3)<u>大井町いこいの村あしがら地区の一部に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項にかかる「土砂災害警戒区域」が含まれるため、同法第27条第1項にかかる「土砂災害警戒情報」発令時には利用者等の安全確保に努めること。</u></p> <p><u>事業者は安全対策及び警戒避難体制について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項に準じ、避難確保計画を作成し、大井町と協議・点検を行うとともに、その内容を示す書面は、開発許可等の申請書に添付すること。</u></p> <p>(4)<u>既存施設を建替えようとする場合、土砂災害警戒区域内には建築しないこと。</u></p> <p>5 その他</p> <p>(1)他法令の規定に適合し、許可等が必要なものは許可等を受けられるものであること。</p> <p>(2)その他、本取扱基準について、判断が難しい内容については、神奈川県西土木事務所と協議するものとする。</p>